

主な「受検の手引」販売先一覧表

名称	所在地	電話番号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部	〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8	03-3433-1575
※同 施工技術総合研究所	〒417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北海道支部	〒060-0003 札幌市中央区北3条西2-8 さつげんビル 5F	011-231-4428
同 東北支部	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台北町ビル 5F	022-222-3915
同 北陸支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町 6-1 興和ビル 9F	025-280-0128
同 中部支部	〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-17-10 三愛ビル 5F	052-962-2394
同 関西支部	〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4 谷町スリースリーブビル 8F	06-6941-8845
同 中国支部	〒730-0013 広島市中区八丁堀 12-22 築地ビル 4F	082-221-6841
同 四国支部	〒760-0066 高松市福岡町 3-11-22 建設クリエイティブビル 4F	087-821-8074
同 九州支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-4-30 いわきビル 2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒901-2122 浦添市字勢理客 4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※同 北部支所	〒905-1152 名護市字伊差川 24-1	0980-53-1555

※を除き、郵便販売もしています。

平成29年度 2級建設機械施工技術検定試験（実地試験のみ）

受検の手引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8

TEL 03-3433-1575（平日9:30～12:00、13:00～17:30）

FAX 03-3433-0401

「受検の手引・申込用紙」共で1部500円（郵送で請求のときは送料共で1部750円）

落丁、乱丁はお取替えいたします。（不許複製）

平成29年度 2級建設機械施工技術検定試験（実地試験のみ）

（建設業法に基づく建設機械施工技士になるための国家試験）

受検の手引

受付期間 平成29年3月3日(金)～4月3日(月)

締切日(4月3日(月))の消印まで有効

実地試験日 平成29年8月下旬から9月中旬

実地試験地 ・石狩 ・岩沼 ・下都賀郡 ・秩父 ・小松
・富士 ・刈谷 ・明石 ・小野 ・広島
・善通寺 ・糟屋郡 ・国頭郡

－ 実地試験地は会場の都合により変更する場合があります －

【 注 意 】

※この手引は、「実地試験のみ」の申込者(平成28年度の2級「学科試験のみ」の合格者)専用です。

※この手引では、「学科試験のみ」又は「学科試験・実地試験」の受検申込はできません。

①平成29年度に「学科試験のみ」を受検し、平成30年度以降に実地試験の受検を希望する場合は、「学科試験のみ」の受検の手引によって受検申込を行ってください。

②平成29年度に学科試験を受検して合格したとき、直ちに実地試験を受検する場合は、「学科試験・実地試験」の受検の手引によって受検申込を行ってください。

※上記①又は②を希望する受検者が誤って「実地試験のみ」の受検の手引によって受検申込を行った場合でも、「学科試験のみ」又は「学科試験・実地試験」の受検申込に変更することはできません。改めて正しい受検の手引によって受検申込を行ってください。

※この手引を最後までよく読み、受検の申込をしてください。

※当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当協会とは全く関係ありません。当協会は代行機関は一切設置しておりません。また、受検に関連する講習会も行っておりません。

※受検申込の書類を提出した後は、記入した内容(受検種別等)の変更はできません。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般社団法人 日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

はじめに

建設機械施工技術検定試験は、建設工事の機械化施工に従事する技術者の技術の向上を図ることを目的としています。建設業法第27条に定める技術検定制度に基づいて、国土交通大臣指定機関として一般社団法人日本建設機械施工協会が実施するものです。

2級建設機械施工技術検定（実地試験のみ）は、以前に2級技術検定の「学科試験のみ」を受検して合格し、定められた有効期間内に所定の実務経験を積んで実地試験の受検資格を得た受検希望者を対象としています。この実地試験に合格し、所定の手続きを行うことにより国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「2級建設機械施工技士」と称することが認められるとともに、建設業法に定められた一般建設業の許可要件である営業所における「専任技術者」及び工事現場における「主任技術者」となることが認められます。

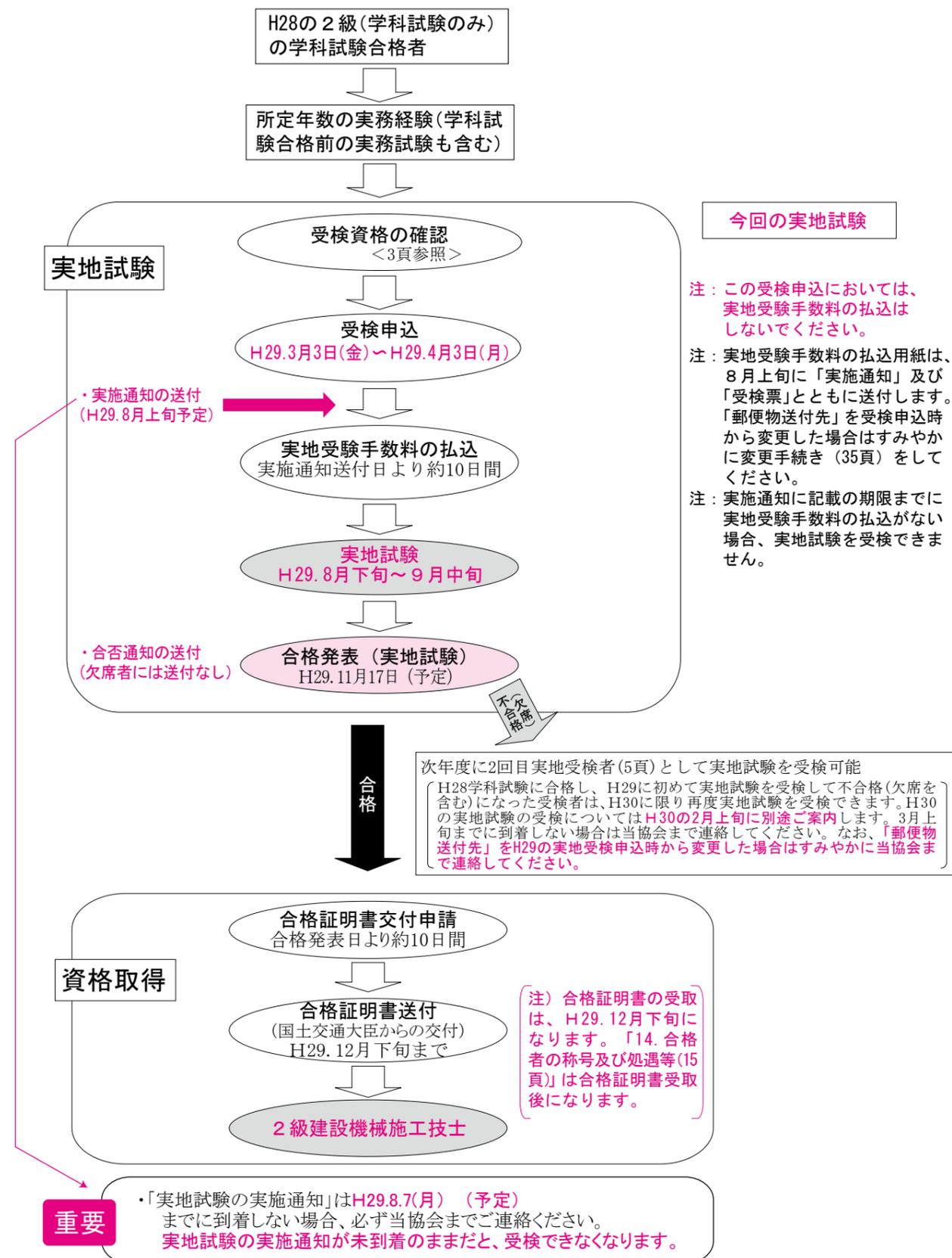
注) 1. 本「受検の手引」では、建設業法施行令、同規則に定められている文言については、「受検資格」「受検票」「受検希望地」等の文言を使用しています。

2. 受験手数料と合格証明書交付手数料は諸般の情勢により変更となる可能性があります。

目次

2級建設機械施工技士の資格取得まで	2
1. 受検資格と申込に必要な書類	3
2. 種別（建設機械の種類）と実務経験・学歴について	7
3. 受検資格に関する注意	9
4. 試験の方法及び内容	10
5. 試験の日時及び試験地	11
6. 受験手数料	11
7. 受検申込について	12
8. 住所変更等について	13
9. 受験地変更について	13
10. 受検の取り消しについて	13
11. 実地試験当日の注意	13
12. 合格発表及び通知	14
13. 技術検定の合格証明書交付申請手続	14
14. 合格者の称号及び処遇等	15
15. 不正行為に対する受検禁止措置	15
16. 申込書類の作成方法（記入例）	16
17. よくある質問	27
18. 参考	29
※変更届	35

2級建設機械施工技士の資格取得まで 注)月日まで記載の事項については、実施上変更する場合があります。



2級建設機械施工技術検定（実地試験のみ）

1. 受検資格と申込に必要な書類

- (1) 受検資格：平成28年度の2級（学科試験のみ）に合格し、かつ下表の（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）のいずれかに該当する者
- (2) 申込に必要な書類：下表の受検資格に応じた必要な証明書類及び受検者全員が必要な書類

（注意1）実務経験年数は、平成29年3月31日現在で計算してください。なお、平成29.4.1～6.17の実務経験月数を加算すると受検資格を満たす方は、申請することができます。ただし、見込み申請に変更があった場合、速やかに自己申告を行わないと不正行為として扱われます。

（注意2）種別（建設機械の種類）と実務経験の内容については、7頁を参照してください。

（注意3）学歴と実務経験年数の条件が重複する場合には、9頁を参照してください。

（注意4）指定学科の取扱いについては、別冊「指定学科・専修学校等一覧」を参照してください。

（注意5）日本国外の学校を卒業した方は、8頁を参照してください。

（注意6）すでに2級建設機械施工技士の資格を取得されている方は、同一種別の再受検はできません。

区分	学歴又は資格	必要とする実務経験年数（「学科試験のみ」に合格する以前の年数も対象）		申込に必要な書類	
		指定学科	指定学科以外	受検区分に応じた必要な証明書類	受検者全員が必要な書類
（イ）	学校教育法による ・大学卒業 ・専門学校を卒業した者のうち「高度専門士」と称する者	卒業後、受検しようとする種別に6ヶ月以上で、他の種別の経験を通算して1年以上の実務経験年数が必要	卒業後、受検しようとする種別に9ヶ月以上で、他の種別の経験を通算して1年6ヶ月以上の実務経験年数が必要	卒業証明書等 ○区分（イ）（ロ）（ハ）（最終学歴が中学校以外の場合）は最終学歴の卒業証明書が必ず必要です。 ○卒業証明書の発行年月日は問いません。 ○卒業証明書のコピーは不可 ○卒業証書の原本及びそのコピーは不可 ○卒業された学校・学科によっては成績証明書等が必要です。（別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照） ○大学院修了者の場合は、大学の卒業証明書が必要です。（大学院の修了証明書は不可） ○高卒認定試験合格者等については、合格証明書が必要となります。 ○「高度専門士」「専門士」の資格によって受検申込する場合はその称号を証明する書類も必要です。（称号取得証明書等） ○卒業した学校が「学校統合」等で存在しない場合、その学校があった都道府県や市町村の教育委員会に卒業証明書の入手方法を問い合わせてください。	① 受検申請書類 2枚 〔履歴票・実務経験証明書・受検申請書1枚〕 写真票1枚 ○同封の指定用紙を使用してください。 ② 受検申込書 1枚（コンピュータ入力票） ○同封の指定用紙を使用してください。 ③ 本籍地記載の住民票 1通 ○取得後3ヶ月以内のもの。 ○住民票のコピーは不可。 ○外国籍の方は国籍・通称名記載のものが必要です。 ○婚姻等の理由により添付する他の書類（卒業証明書等）と氏名が変わっている場合は戸籍抄本が必要です。 ④ パスポート用カラー証明写真 1枚 ○縦4.5cm×横3.5cm、カラー写真でフチなしに限る。 ○申請前6ヶ月以内に撮影した写真。 ○無帽で正面を向いて（概ね肩より上）顔全体がはっきり見え、本人と確認できる写真。 ○以下の写真は使用できません。 ・背景や影があるもの ・メガネが反射して目が見えないもの ・髪が目にかかっているもの ・パソコン等で普通紙にプリントしたもの ・スナップ写真や会社等で撮影された写真 ○写真の裏に、氏名、受検する級、受験希望地を記入してください。 ○写真貼付欄にはがれないように全面のリ付けしてください。（セロテープ使用不可） ※合格証明書の写真は、写真票の写真を転写します。
（ロ）	学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校（5年制）卒業 ・専門学校を卒業した者のうち「専門士」と称する者	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に1年6ヶ月以上 ②同上の経験が1年以上1年6ヶ月未満で、他の種別の経験を通算して2年以上	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に2年以上 ②同上の経験が1年6ヶ月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上		
（ハ）	学校教育法による ・高等学校卒業等について（※高卒認定試験合格者等について） ・専門学校を卒業した者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に2年以上 ②同上の経験が1年6ヶ月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に3年以上 ②同上の経験が2年3ヶ月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して4年6ヶ月以上		
（ニ）	その他の者（最終学歴が中学校の場合が対象）	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に6年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して8年以上		卒業証明書は必要ありません。	

※高卒認定試験合格者等について

高等学校の指定学科以外を卒業した者には、文部科学省（旧文部省）が実施していた以下に示す①から④の試験に合格した者（以下「高卒認定試験合格者等」）を含みます。

- ① 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による試験
② 旧大学入学試験検定規則（昭和26年文部省令第13号）による検定

③ 旧専門学校入学者検定規則（大正13年文部省令第22号）による検定

④ 旧高等学校高等科入学資格試験規則（大正8年文部省令第9号）による試験

申込に必要な書類に不足があると受検できません。

(3) 学校教育法による専門学校について

学校教育法第124条により、第1条に掲げる（中学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校等）以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として専修学校が定められ、第125条により、専修学校には高等課程、専門課程又は一般課程を置くこととされています。この専修学校のうち、第126条第2項により、**専門課程を置く専修学校は専門学校と称することができる**とされています。**専門学校専門課程**で、以下に掲げる要件を満たし、文部科学大臣が認めるものを修了した者は**高度専門士**又は**専門士**と称することができます。

●「高度専門士」の要件

- ①修業年数が4年以上であること。
- ②全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上。又は単位制による学科の場合は、124単位以上。
- ③体系的に教育課程が編成されていること。
- ④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

●「専門士」の要件

- ①修業年数が2年以上であること。
- ②全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上。又は単位制による学科の場合は、62単位以上。
- ③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
- ④高度専門士と称することができる課程と認められたものでないこと。

(4) 受検者の区分

2級建設機械施工技術検定の**実地試験**は、2級建設機械施工技術検定**学科試験**（学科試験のみ）を受検して合格した後、11年以内に**所定の実務経験**を満たした者が受検でき、「**学科試験のみ**」で合格している同一種別について連続する2年間で受検できます。受検者について、次の**2種類に区分**しており、それぞれ申込方法等が異なります。**ご自分の該当する種類をご覧ください。**

- 1) **1回目実地受検者** —— 平成28年度に2級学科試験（学科試験のみ）に合格し、平成29年度に初めて実地試験を受検する者。
- 2) **2回目実地受検者** —— **（平成29年度に該当者はいません。）** 学科試験で合格している種別について、前年度に初めて実地試験を受検して不合格（欠席含む）となり、今年度に再度同一種別の**実地試験**を受検する者。
 - ・提出書類の一部が簡素化されます。
 - （以下、詳細は省略）

(5) 提出書類について

(4) **受検者の区分**により、提出書類が異なります（下表の○印は、受検申込の時に必要な提出書類です）。**書類の記入例は、17頁～26頁を参照**してください（ご自分の該当する受検者区分での書類の記入例を参照すること）。

書類		No	1回目実地受検者	2回目実地受検者
A票	受検申請書	①	○	○
	履歴票	②	○	○
	履歴票	③	○	×
	実務経験証明書	④	○	×
B票	合格証明書交付申請書	⑤	○	○
	試験全部免除申請書	⑥	×	×
C票	コンピュータ入力票（受検申込書）	⑦	○	×
D票	コンピュータ入力票（受検申込書）	⑧	×	○
	前年度の実地試験不合格通知		×	○
学科試験の合格通知（コピー）			○ 注）4	×
住民票（本籍が記載されているもの）			○	×
写真票			○	○
卒業証明書			○ 注）2、注）3	×
「高度専門士」「専門士」の資格で受検申込する場合の称号を証明する書類			○ <small>（卒業証明書に称号が記載されている場合は不要）</small>	×

「○」：受検申込に際し、記入が必要な申請書類又は提出が必要な添付書類です。

「×」：記入又は提出が省略できる書類です。

- 注)1 1回目実地受検者の時に提出した住民票と**氏名あるいは本籍を変更した場合には、変更後の住民票（本籍記載）および戸籍抄本の提出が必要**となります。
- 注)2. 卒業した学校・学科によっては、**成績証明書等も必要**となるので、別冊の「**指定学科・専修学校等一覧**」を確認してください。
- 注)3. 受検資格の区分（二）「その他の者の場合（中学校が最終学歴等）」に該当する場合は、**卒業証明書は不要**です。
- 注)4. 合格番号及び学科試験合格種別が印刷されている面（下図の例参照）を**コピー**して提出してください（原本は不可）。

平成28年度2級建設機械施工技術検定学科試験（2級（学科試験のみ））

合格通知書

受検番号	32□□□□	*2級学科合格番号は、実地試験を受検するときに必要です。この合格通知書を大切に保管してください。 *H29以降の実地試験に合格すると、2級建設機械施工技士としての合格番号が改めて付与されます。			
2級学科合格番号	G16○○○XXXX				
氏名	梶原 太郎				

種別	1	2	3	4	5	6
学科試験合格種別	○			○		

（○印は、学科試験合格種別です。）

・
・
・

2. 種別（建設機械の種類）と実務経験・学歴について

(1) 2級建設機械施工技術検定試験の種別

2級の建設機械施工技術検定試験は、次の6つの種別で実施することとなっており、それぞれの種別に対応する実務経験は、内容欄に例示してある建設機械に係る実務経験を含みます。

種別	内容
第1種	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
第2種	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工
第3種	モーター・グレーダーによる施工
第4種	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
第5種	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上げ等による施工
第6種	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工

注) 試験の方法及び内容については、10頁を参照してください。

(2) 実務経験

「実務経験」とは、建設工事の実施にあたり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一的かつ効率的に行うために必要な技術上のすべての職務経験をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

- ・受注者（請負人）として施工を管理（工程管理、品質管理、安全管理等を含む）、指導・監督した経験（施工図の作成や、補助者としての経験も含む）
- ・発注者側における現場監督技術者等（補助者も含む）としての経験
- ・建設機械の運転または運転の助手として施工に従事した経験

なお、施工に直接的に関わらない以下の経験は含まれません。

- ・設計のみの経験
- ・建設工事の単なる雑務や単純な労務作業、事務系の仕事に関する経験

「実務経験」は、検定種別の対象となる工事の経験を重複して申請することはできません。ある1つの工事において複数の工種を経験した場合や、ある期間重複した工事を経験した場合でも、異なる工種の経験を同時期に重複して申請することはできません。

(例)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
土木工事①(6ヶ月)											
			建築工事(5ヶ月)								
						土木工事②(4ヶ月)					

この例の場合、土木工事と建築工事で3ヶ月間の重複部分があり、重複部分を土木工事を行った場合で算出してある。このように、重複部分を調整し、合計期間が1年（12ヶ月）を超えないようにする。

土木工事①(6ヶ月)	建築工事(2ヶ月)	土木工事②(4ヶ月)
------------	-----------	------------

(3) 指定学科

「指定学科」とは、国土交通省令で定められている学科及び国土交通大臣がそれと同等以上と認定している学科等で建設機械施工技術検定では、別冊の「指定学科・専修学校等一覧」の表のとおりです。

(4) 日本国外の学校を卒業した者の学歴について

技術検定の受検資格として必要な学歴の取扱いについては、原則として学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。

日本国外の学校を卒業した者が国内の学校を卒業した者と同様の条件で受検するためには、その学歴について個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります（最終学歴の学科が指定学科に相当するかということも同時に審査します。）。

受検を希望される者は、受検申請書類に下記の必要書類を添付し、当協会宛に提出してください。

1) 審査申請にあたっての注意

認定を受ける際には、日本国内での建設機械施工に関する所定の実務経験年数が必要です。

2) 審査に必要な書類

- ① 受検資格認定申請書（国土交通大臣宛）……（当協会に請求してください。）
- ② 卒業証明書の原本のコピー及び日本語訳
- ③ 成績証明書の原本のコピー及び日本語訳（単位数、履修時間がわかるもの）
- ④ 履修科目の概要を説明したもの

なお、既に建設機械施工若しくは他の種目試験で受検資格を認定されている者は、認定書の写しを提出してください。

3) 申請方法

審査申請書類一式を当協会に提出してください（受検申請書に同封することも可能です。）。

4) 審査結果等について

- ・個別認定の審査結果については、国土交通省から申請者本人宛に通知されます。
- ・国土交通大臣の認定を受けて、当協会から申請者本人宛に受検票を送付します。
- ・審査結果によっては、受検できないこともあります。

5) 国外学校認定審査に関する問合せ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課技術検定係 TEL 03(5253)8111（内線：24744）

3. 受検資格に関する注意

(1) 2つの種別を同時に受検する場合の実務経験年数について

- 例えば高等学校の土木科（指定学科）を卒業した者は、2つの種別、例えば、第1種と第2種を同時に受検しようとするには、少なくとも通算して3年以上の実務経験が必要です。この場合、
 - 第1種（ブルドーザー）の実務経験が1年6ヶ月以上で、第2種（ショベル）の実務経験が1年6ヶ月以上、通算して3年以上必要です。
 - 第3種（モーター・グレーダー）と第4種（ロード・ローラー）を同時に受検しようとする場合の実務経験も、①と同様に通算して3年以上の年数が必要です。
- 高等学校卒業で指定学科以外の学科を卒業した者は、2つの種別、例えば、第1種と第2種を同時に受検するためには、第1種、第2種ともに実務経験が2年3ヶ月以上で通算して4年6ヶ月以上必要です。
- 中学校卒業で受検する者は、2つの種別、例えば、第1種と第2種を同時に受検するためには、第1種、第2種ともに実務経験が4年以上で通算して8年以上の実務経験が必要です。

(2) 受検種別の経験年数の計算方法の例示

建設機械の現場実務の経験は、通常一種類の建設機械の運転施工だけでなく、数種類の建設機械、例えば、ブルドーザーとショベルあるいはブルドーザーとモーター・グレーダー、モーター・グレーダーとロード・ローラーなど数種類の実務経験が重複している例が多くみられます。

このように、重複している実務経験を受検種別の経験年数として、実務経験証明書等に記載するときは、次のような方法で計算します。

- 実務経験は通算して4年あり、勤務の実態は、ブルドーザーとショベルの運転施工がそれぞれ5割程度であった。

ブルドーザー（第1種）の実務経験 $4年 \times \frac{1}{2} = 2年$

ショベル（第2種）の実務経験 $4年 \times \frac{1}{2} = 2年$

合計4年（8年とはなりません）

- 道路工事現場で、モーター・グレーダーとロード・ローラーの運転施工に従事して10年の実務経験がある。運転施工の平均的な割合は、モーター・グレーダーが6割、ロード・ローラーは4割であった。

モーター・グレーダー（第3種）の実務経験 $10年 \times \frac{6}{10} = 6年$

ロード・ローラー（第4種）の実務経験 $10年 \times \frac{4}{10} = 4年$

合計10年（20年とはなりません）

つまり、実務経験年数の範囲内で、受検種別に応じて経験年数を按分することが必要で、その按分は、勤務実態に基づき判断してください。

(3) 学歴・実務経験の条件が重複する場合

実務経験は卒業後しか認められません。

夜間部（二部）の大学・短大又は高等学校の卒業生は、最終学歴をそれぞれ大学・短大又は高等学校とする場合、**その在学中の実務は実務経験の期間とはみなしません。**

在学中の実務や、最終学歴の学校への入学以前に経験した実務を実務経験年数に加えない場合は、その実務を経験する前に卒業した学校がこの受検申込における最終学歴となりますので、注意してください。

(4) 同一種別での再受検の禁止

2級の資格取得者は、再度2級の同じ種別を受検することはできません。

4. 試験の方法及び内容

この手引による2級建設機械施工技術検定試験は、**実地試験のみを行います。**

実地試験では、受検種別ごとに所定のコース内での操作施工による試験(下表参照)を行います。

試験区分	試験科目	試験基準
実地試験	第1種 トラクター系建設機械操作施工法	1 トラクター系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2 トラクター系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 トラクター系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
	第2種 ショベル系建設機械操作施工法	1 ショベル系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2 ショベル系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 ショベル系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
	第3種 モーター・グレーダー操作施工法	1 モーター・グレーダーの操作を正確に行う能力を有すること。 2 モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 モーター・グレーダーによる建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
	第4種 締め固め建設機械操作施工法	1 締め固め建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2 締め固め建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 締め固め建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
	第5種 ほ装用建設機械操作施工法	1 ほ装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2 ほ装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 ほ装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
	第6種 基礎工事用建設機械操作施工法	1 基礎工事用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2 基礎工事用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 基礎工事用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

なお、実地試験で使用する予定の建設機械は、次のとおりです。

種別	試験科目	使用機械	規格
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	ブルドーザー	6～12 t級
*第2種	ショベル系建設機械操作施工法	油圧ショベル（バックホウ）	山積 0.28～0.45 m ³ 級
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	モーター・グレーダー	3.1 m級
第4種	締め固め建設機械操作施工法	ロード・ローラー	10～12 t級
第5種	ほ装用建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャー	ほ装幅 2.5～4.5 m級
第6種	基礎工事用建設機械操作施工法	アースオーガー	杭打機 40～50 t吊級

※第2種（ショベル系建設機械操作施工法）については、「JIS規格の操作方式 **左操作レバー横旋回方式**」で試験を行います。

5. 試験の日時及び試験地

試験区分	日 時
実 地	平成 29 年 8 月下旬から 9 月中旬までのあらかじめ指定した日時 (実地試験の受検票に同封する書類で日時を案内します。日時の変更はできません。)

試験の実施場所と内容表

希望受験地	実地受験地	1 石(北海道)	2 岩(宮城県)	3 下(栃木県)	4 秩(埼玉県)	5 小(石川県)	6 富(静岡県)	7 刈(愛知県)	8 明(兵庫県)	9 小(兵庫県)	10 広(広島県)	11 善(香川県)	12 糟(福岡県)	13 国(沖縄県)
実地試験実施種別	トラクター系建設機械 (第1種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ショベル系建設機械 (第2種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	モーター・グレーダー (第3種)	○	○		○	○				○	○	○	○	
	締め固め建設機械 (第4種)	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	ほ装用建設機械 (第5種)	○			○			○		○				
	基礎工事用建設機械 (第6種)						○		○					

注) 1. ○印は、実地試験の該当種別の実施を示し、空欄はその種別の試験を行わないことを意味します。
2. 実地試験において、試験会場の規模と受験希望者数の関係から希望受験地を変更させて頂く場合があります。

6. 受験手数料

1つの種別を受検	21,600円
2つの種別を受検	43,200円

- ・今回の申込みでは、受験手数料を払込まないでください。
- ・この手引により実地試験の受検申請を完了した受検者には、8月上旬に指定の郵便振替払込用紙を送付し通知します。
- ・8月上旬に送付予定の実施通知に記載している手数料払込期限を過ぎて払込んでも受検できませんので、注意してください。

7. 受検申込について

- 1) 受付期間
平成 29 年 3 月 3 日(金) ～ 平成 29 年 4 月 3 日(月) 消印有効
- 2) 提出先
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部
- 3) 受検申込方法
 - ①受検の申請は、申請書類一式を指定の申込み用封筒に入れ、必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便として、郵送してください(ポストに投函しないでください)。
 - ②4月3日(月)の消印までの申請が有効です。4月3日以降の消印の申請は受け付けられません。
 - ③同じ会社で複数の受検申請者がいる場合でも、必ず各受検申請者で個別に簡易書留郵便として郵送してください。
 - ④当協会では、申請書類の到着確認はできません。郵便局で渡される「書留・特定記録郵便物等受領証」に記載されている「お問い合わせ番号」により、日本郵便のホームページ等で各自確認してください。
 - ⑤受検申請書類の直接持参は受付できません。また、宅配便等を利用した申込みも受付できません。
 - ⑥受検申請書類は一括同封して送付しないと、受検できないことがあります。
 - ⑦受検申請書類に不備等(記入漏れ、誤記等)があった場合には、受検できないことがあります。
 - ⑧受検資格のない受検申請者、書類不備等により受検できない受検申請者には、提出書類に記入された郵便物送付先住所にこちらから通知します。
 - ⑨提出書類は返却いたしません。
 - ⑩8月上旬に受検票、実地試験日と試験会場の案内(以下、実施通知)及び実地試験受験手数料の郵便振替払込用紙を送付しますので、支払い手続きをしてください。実地試験は、支払いの手続きをもって申込が完了します。郵便局窓口での郵便振替業務(受験手数料の払込み)は午後4時までですので、注意してください。振込期限までに振込のない場合や、期限を過ぎて振込んだ場合は、受検することができません。受験手数料の払込み時に郵便局から渡される「払込金受領証(お客様用)」は紛失しないように保管してください。当協会から領収書の発行はいたしません。
- 4) 受検票等(封書)の送付について
平成29年8月上旬送付予定：受検票、実施通知、実地試験受験手数料の郵便振替払込用紙を同封
平成29年8月7日(月)までに受検票が郵便物送付先住所に届かない場合は、必ず当協会へ連絡してください。

8. 住所変更等について

郵便物送付先住所、氏名、本籍等に変更がある場合には最終頁（35頁）の用紙をコピーし、必要事項を記入の上、送付してください。

なお、**氏名、本籍の変更の場合には戸籍抄本を同封し、簡易書留郵便にて送付**してください。
住所変更は郵便物送付先住所を変更する場合のみ届出が必要です。

9. 受験地変更について

受験地の変更は、できません。ただし、転勤・住所変更等のやむを得ない理由で変更を希望する場合は、最終頁（35頁）の変更届を用いて**平成29年8月14日（月）（必着）までに**以下の①～③を簡易書留郵便または事前に試験部に電話連絡の上、FAXで送付してください。**上記期日以降の変更は認めません**ので、十分注意してください。

- ①変更届
- ②受検票のコピー（到着していない場合は不要です）
- ③変更理由の証明となるもの（転勤辞令等の写し、転居先の住民票等）

なお、試験会場の都合により、変更が不可能な場合もあります。変更が認められた受検者には、当協会から連絡いたします。

10. 受検の取り消しについて

実地試験は平成29年8月14日（月）（必着）までに文書による受検辞退の届出があった場合のみ、受検の取り消しができます。受検の取り消しを希望する場合は、当協会にご連絡ください。手続き方法を案内します。

届出を受理した場合、受験手数料から試験事務手数料を差し引いた金額を現金書留にて郵便物送付先住所に返還します。**上記の期限を過ぎて受検を取り消す場合は「欠席」扱いとなり、受験手数料の返還はありません。**なお、届出が受理された後は、その届出を撤回して受検することはできませんので、ご注意ください。

11. 実地試験当日の注意

試験当日の集合時刻を、実施通知でもう一度よく確かめて遅刻などのないよう早めに試験場に来場してください（あらかじめ交通機関、経路、所要時間等を調べておいてください）。

(1) 持参するもの

- 1) 受検票（忘れることのないよう、自宅を出る前にもう一度よく確かめてください）
- 2) 写真付きの身分証明書（運転免許証等）
- 3) ヘルメット、作業服、安全靴（スニーカータイプのもので可）

(2) 試験場における注意

- 1) 試験当日は、実施通知に指定された集合時刻までに来場し、受付を済ませてください。同一の会社で複数の受検者がいる場合でも、全員の試験日時が同じとは限らないので、必ず確認してください。

2) 受検票を紛失した場合は、必ず受付で仮受検票発行の手続きをしてください。仮受検票の発行を受ける際には、写真付きの身分証明書（運転免許証等）を提示してください。仮受検票は、試験が終わった後も大切に保管してください。

3) 試験場でも他の注意事項の説明がありますので、それに従ってください。

(3) 試験中止や延期について

雨天でも試験は実施します。ただし、大規模災害や大きな被害が予想される台風等により試験の中止又は延期等を行う場合は、当協会のホームページでお知らせします。

12. 合格発表及び通知

(1) 合格発表予定

1) 発表予定日時 平成29年11月17日（金）（予定）
（発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします）

2) 合格発表の場所

下記の場所に合格者の受検番号を掲示します。

- ① 一般社団法人 日本建設機械施工協会本部及び各支部
- ② 国土交通省（各地方整備局、北海道開発局）
- ③ 内閣府沖縄総合事務局
- ④ 一般社団法人沖縄しまたて協会
- ⑤ 一般社団法人 日本建設機械施工協会ホームページ <http://www.jcmanet.or.jp/shiken/>

(2) 合否の通知（合格発表日より数日しても通知が届かない場合は、当協会へご連絡ください。）

実地試験の合格者については、平成29年11月17日（予定）に合格者が官報で公告（受検番号のみ）されるとともに、当協会から本人あてに合格通知書を送付する予定です。また、不合格者に対しても、本人あてに通知する予定です。**欠席者には通知しません。**

(3) 合否の問合せ

合否については、本人への通知及び当協会のホームページに掲載（合格者の受検番号）します。**合否の問合せ及び採点内容に関する問合せには一切応じられません。**

13. 技術検定の合格証明書交付申請手続

2級建設機械施工技術検定試験の実地試験の合格者は、技術検定の合格証明書交付申請手続が必要です。

この申請は、合格通知書右隣の交付手数料納付書に**収入印紙2,200円**（割印しないでください。）を貼り、受検番号、氏名、本籍地、生年月日に誤りがないか確認し、提出期限までに**簡易書留郵便**で、指定された送付先に郵送してください。**12月下旬までに本人あてに「2級技術検定合格証明書」が送付される予定です。**合格証明書はB5サイズの書面で、国土交通大臣から交付されます。

14. 合格者の称号及び処遇等

この試験に合格すると、次のような資格が得られます。(国土交通省関係)

- 1) 所定の手続きにより、国土交通大臣から「2級(建設機械施工)技術検定合格証明書」が交付され、「2級建設機械施工技士」の国家資格が得られます。
- 2) 建設業法に基づく建設業の許可及び主任技術者に就くために必要な有資格者になることができます。ただし、対象となる業種は、土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業となっています。
 - ① 2級建設機械施工技士は、請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、「一般建設業」の許可を得る場合に、営業所ごとに置く専任の技術者になれます。
 - ② 2級建設機械施工技士は、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、工事現場ごとに設置される主任技術者になれます。
 - ③ また、公共性のある工作物に関する重要な工事で、一定金額以上の工事現場においては、専任の主任技術者になれます。

15. 不正行為に対する受検禁止措置

不正の手段による受検については、合格の取消し又はその受検を禁止することとなります。また、その処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて受検を禁止されることがあります。

2 級 (実地試験のみ)

16. 申込書類の作成方法

(記 入 例)

書 類 名		No	1回目実地受検者	頁	2回目実地受検者	頁
A票	受検申請書	①	○	17	○	21
	履歴票	②	○	17	○	21
	履歴票	③	○	17	×	×
	実務経験証明書	④	○	18	×	×
B票	合格証明書交付申請書	⑤	○	19	○	19
	試験全部免除申請書	⑥	×	×	×	×
C票	コンピュータ入力票 「1回目実地受検者」用	⑦	○	23,24	×	×
D票	コンピュータ入力票 「2回目実地受検者」用	⑧	×	×	○	25,26
写真票 裏			○	20	○	20
写真票 表			○	20	○	20

- 注) 1. ○ : 提出書類に記入等する必要有り × : 記入不要
 2. 上表は5頁の表と同じ意味の表であり、No①～⑧は次頁以降の記入例に対応

誤って記入した箇所は、二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。(訂正印不要)

「1回目実地受検者」(5頁参照)の申込書類の作成方法(①～④の記入例)

- ・ 年齢は **平成29年3月31日現在** で計算してください。
- ・ 実務経験年数は **平成29年3月31日現在** で計算してください。平成29年3月31日現在の実務経験で経験年数が足りない場合、**学科技験前日までの実務経験年数を加算**すると受検資格を満たす方は **平成29年6月17日現在** で計算してください。
- ・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください(鉛筆及び消せる筆記具は使用不可)。
- ・ 提出は、必ず同封の専用封筒を使用してください。なお、この場合封筒にも受験地名、差出人の住所、受検申請者の氏名をご記入してください。
- ・ 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

① **29 2級 (実地のみ)** **履歴** **票**

2級学科技験(学科技験のみ)の合格通知書に記載されている「合格番号」を記入してください(受検番号ではありません)。

2級学科技験合格年度 H28 2級学科技験合格番号 G16○○○○XXXX

2級学科技験合格種別 第1種 第4種

フリガナ カジワラ タロウ 梶原 太郎 青森 太郎

氏名 生年 平成 61年 11月 3日 本籍 青森 県 青森 市

フリガナ トウキョウトミナトクシバコウエ 東京 港区芝公園3-5-8

住所 (〒105-0011) (TEL 03-3433-0401)

勤務先 (部・職まで記入) 東京建設 土木部 土木課 (TEL 03-3433-1575)

勤務先所在地 東京都 港区 芝公園3-5-8

受検資格に直接関係ある学歴については、卒業証明書を必ず添付してください。(中学校が最終学歴の場合を除く)

受検種別	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種
受検種目	建設機械施工	土木	建築	電気	機械	その他
受検種別	12年0ヶ月	6年0ヶ月	5年0ヶ月	3年0ヶ月	3年0ヶ月	3年0ヶ月

受検資格に直接関係ある学歴については、卒業証明書を必ず添付してください。(中学校が最終学歴の場合を除く)

受検資格に直接関係ある学歴については、卒業証明書を必ず添付してください。(中学校が最終学歴の場合を除く)

受検資格に直接関係ある学歴については、卒業証明書を必ず添付してください。(中学校が最終学歴の場合を除く)

氏名、本籍、生年月日、現住所は住民票に記載されているとおり記入してください。郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名まで正確に記入してください。

勤務先は、現在所属している部署名まで記入してください。所在地は郵便番号、番地まで正確に記入してください。

最終学歴と一つ前の学歴を記入してください。高校以上(専門学校を含む)の最終学歴については卒業の証明書の添付が必要です。

受検種別に関する実務経験年月数のみを記入してください。

実務経験年数の合計を記入してください。

② **2級技術検定受検申請書**

2級の技術検定(実地試験のみ)を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

平成 29年 4月 1日

一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長 殿

氏名 梶原 太郎

申込日

受検種別を○で囲んでください。(この例は2つの種別を受検する場合の例です。)

受検種別	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種
実地試験受検希望	○	○				

秩父

実地試験受検希望地

前年度実地試験受検番号

(2回目実地受検者の場合に記入)

③ **A票**

年齢は平成29年3月31日現在で計算してください。

学科技験で合格している種別を全て記入してください。

2級学科技験合格種別 第1種 第4種

フリガナ カジワラ タロウ 梶原 太郎 青森 太郎

氏名 生年 平成 61年 11月 3日 本籍 青森 県 青森 市

フリガナ トウキョウトミナトクシバコウエ 東京 港区芝公園3-5-8

住所 (〒105-0011) (TEL 03-3433-0401)

勤務先 (部・職まで記入) 東京建設 土木部 土木課 (TEL 03-3433-1575)

勤務先所在地 東京都 港区 芝公園3-5-8

受検資格に直接関係ある学歴については、卒業証明書を必ず添付してください。(中学校が最終学歴の場合を除く)

受検種目	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種
受検種目	建設機械施工	土木	建築	電気	機械	その他
受検種別	12年0ヶ月	6年0ヶ月	5年0ヶ月	3年0ヶ月	3年0ヶ月	3年0ヶ月

受検資格に直接関係ある学歴については、卒業証明書を必ず添付してください。(中学校が最終学歴の場合を除く)

④ **2級技術検定実務経験証明書**

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長 殿

証明者 会社名 (株) 東京建設 所在地 東京都○○区△△△△1-1 氏名 代表取締役社長 梶原 太郎

証明者との関係 氏名 青森県 梶原 太郎

平成 29年 3月 28日

No	勤務先名	勤務先所在地	所属(部署名)	工事種別	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容	在職期間中の受検種目に関する実務経験	受検種別
1	(株)東京建設	東京都○○区△△△△1-1	土木課	フルタイム及びローラー工	オペレーター	17.4.29.3(12.0)	(第1種) 6年0ヶ月
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
合計						17.4.29.3(12.0)	

平成29年3月31日までの建設機械施工に関する実務経験年数(No1～No8)の合計を記入してください。No1～No8の合計年数で受検資格を満たす方は、下表のNo9は記入しないでください。

No	勤務先名	勤務先所在地	所属(部署名)	工事種別	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容	在職期間中の受検種目に関する実務経験
9						

誓約欄 この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

梶原 太郎

現在勤務している会社の事業主の証明が必要で、前会社の会社の経歴は、現在の会社で証明が得られれば結構です。

証明印は、会社印(組織印)及び代表者印(公印)を押印してください。自営業の方で会社印の無い方は、余白に「会社印なし」と朱書きし、私印を押印してください。

受検種別に関する実務経験年数のみを記入してください。受検しない種別の経験年数は記入しないでください。学科技験も年数にカウントすることができません。

同じ年数になります。実務経験年数は **平成29年3月31日現在** で記入してください。

受検者本人が手書きで署名し、捺印してください。

平成29年3月31日現在の学科技験で経験年数が足りない場合、学科技験前日までの実務経験年数を加算すると受検資格を満たす方は **平成29年6月17日現在** で計算し、No9の欄に実務経験年数を記入してください。

※裏面にも記入箇所があります。

「1回目実地受検者」・「2回目実地受検者」(5頁参照)の 申込書類の作成方法(5)と写真票の記入例

- ・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください(鉛筆及び消せる筆記具は使用不可)。
- ・ 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

B票

⑤

※この交付申請書は、合格者が国土交通大臣あての申請時に使用するもので、あらかじめ記入しておいて頂くものです。

2級技術検定合格証明書交付申請書

2級の技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通省 地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
内閣府 沖縄総合事務局長 殿

フリガナ	カジワラ タロウ
氏名	梶原 太郎

平成 年 月 日
日付は、記入の必要ありません。

本籍	青森 都・道 府・県
現住所	(〒105-0011) 東京都港区芝公園3-5-8 (TEL 03-3433-0401)
生年月日	昭和 61年 11月 3日生
技術検定の種目及び種別	建設機械施工 第1種 第4種

⑥

2級技術検定試験全部免除申請書

2級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

フリガナ	カジワラ タロウ
氏名	梶原 太郎

平成 年 月 日

生年月日	昭和 61年 11月 3日生		
年齢	満 年 月 日		
*免除番号	受検種目	免除を受けようとする試験	学科試験・実地試験
試験の免除を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許	試験者しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	昭和 年 月 日	平成 年 月 日
備考	備考	昭和 年 月 日	平成 年 月 日

フリガナ 番号

記入の必要はありません

ここに貼付された写真を合格証に転写します。左に書かれている条件をご確認の上、貼付ください。それ以外のものは、認めませんのでご注意ください。

必ず受検者本人が、手書きで記入してください。

受検種別を○で囲んでください。(この例は2つの種別を受検する場合の例です。)

写真票表

<p>29</p> <p style="text-align: center;">平成29年度技術検定写真票</p> <p>フリガナ カジワラ タロウ 氏名 梶原太郎 受検番号</p> <p style="font-size: small;">(注)必ず申請者本人が手書きで、ご署名ください。</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>第1種</th> <th>第2種</th> <th>第3種</th> <th>第4種</th> <th>第5種</th> <th>第6種</th> </tr> <tr> <td>実地</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>学科</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">出欠状況 区分 第 種 第 種 第 種 実地</p>	種別	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	実地	○	○	○	○	○	○	学科	○	○	○	○	○	○	<p>29</p> <p style="text-align: center;">写真票 裏</p> <table border="1"> <tr> <td>フリガナ</td> <td>カジワラ タロウ</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>梶原 太郎</td> </tr> <tr> <td>本籍</td> <td>都・道 府・県</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和 61年 11月 3日生(満30歳)</td> </tr> <tr> <td>年齢</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td>〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 TEL. 03-3433-0401</td> </tr> <tr> <td>勤務先名</td> <td>(株)東京建設 TEL. 03-3433-1575</td> </tr> <tr> <td>勤務先所在地</td> <td>〒000-XXXX 区△△△△1-1-1</td> </tr> </table>	フリガナ	カジワラ タロウ	氏名	梶原 太郎	本籍	都・道 府・県	生年月日	昭和 61年 11月 3日生(満30歳)	年齢	年 月 日	現住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 TEL. 03-3433-0401	勤務先名	(株)東京建設 TEL. 03-3433-1575	勤務先所在地	〒000-XXXX 区△△△△1-1-1
種別	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種																																
実地	○	○	○	○	○	○																																
学科	○	○	○	○	○	○																																
フリガナ	カジワラ タロウ																																					
氏名	梶原 太郎																																					
本籍	都・道 府・県																																					
生年月日	昭和 61年 11月 3日生(満30歳)																																					
年齢	年 月 日																																					
現住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 TEL. 03-3433-0401																																					
勤務先名	(株)東京建設 TEL. 03-3433-1575																																					
勤務先所在地	〒000-XXXX 区△△△△1-1-1																																					

条件

パスポート用カラー証明写真

- 縦4.5cm×横3.5cmに限る。
- 申請前6ヶ月以内に撮影したフチなしの写真。
- 無帽で正面を向いて(顔は写真より上)顔全体がはっきり見える、本人と確認できる写真。
- 以下の写真は使用できません。
 - ・背景や影があるもの
 - ・髪が目にかかっているもの
 - ・メガネが反射して目が見えないもの
 - ・髪が目にかかっているもの
 - ・パソコン等で普通紙にプリントしたもの、スタンプ写真や会社等で撮影された写真
- 写真の顔が検定種目と一致しないことを確認し、検定種目と一致しない場合は、検定種目と一致するように顔の向きを調整してください。
- 写真貼付欄にははがれないよう、全面のり付けしていただく(セロテープ使用不可)。

※合格証明書の写真は、写真票の写真を転写します。

撮影日を必ず記入してください。(申請前6カ月以内)

「2回目実地受検者」(5頁参照)の申込書類の作成方法(①②のみの記入例)

- ・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください(鉛筆及び消せる筆記具は使用不可)。
- ・ 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

平成29年度に
該当者はいません。

① 29 2級 (実地のみ)

2級学科試験(学科試験のみ)の合格通知書に記載されている「合格番号」を記入してください(受検番号ではありません)。

2級学科試験合格年度 H28 2級学科試験合格番号 G16○○○○XXXX

2級学科試験合格種別 第1種 第4種

氏名 フリガナ カジワラ タロウ 氏名 フリガナ 梶原 太郎

生年 平成 61年 11月 3日 生年 昭和 30年 4ヶ月 日

住所 トウキョウトミナトクシバコウエン (〒105-0011) 東京都港区芝公園3-5-8 (TEL 03-3433-0401)

勤務先 (株)東京建設 土木部 土木課 (TEL 03-3433-1575)

勤務先所在地 東京都 区 △△△△1-1-1

受検資格に直接関係のある最終学歴及びその一つ前の学歴

受検種目	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
学 校 名	学 部 ・ 学 科 名	在 学 期 間	修 業 年 度	修 業 年 度	修 業 年 度	修 業 年 度
東京	区 △△△△1-1-1	昭和	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

② 2級技術検定受検申請書

2級の技術検定(実地試験のみ)を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

平成 29年 4月 1日

一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長 殿

氏名 梶原 太郎

受検種別	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種
受検番号	32XXXX					

実地試験受検希望地 秩父

前年度実地試験受検番号 (2回目実地受検者の場合に記入) 32XXXX

③ 履歴

2級学科試験(学科試験のみ)の合格通知書に記載されている「合格番号」を記入してください(受検番号ではありません)。

2級学科試験合格年度 H28 2級学科試験合格番号 G16○○○○XXXX

2級学科試験合格種別 第1種 第4種

氏名 フリガナ タロウ 氏名 フリガナ 太郎

生年 平成 61年 11月 3日 生年 昭和 30年 4ヶ月 日

住所 トウキョウトミナトクシバコウエン (〒105-0011) 東京都港区芝公園3-5-8 (TEL 03-3433-0401)

勤務先 (株)東京建設 土木部 土木課 (TEL 03-3433-1575)

勤務先所在地 東京都 区 △△△△1-1-1

受検資格に直接関係のある最終学歴及びその一つ前の学歴

受検種目	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
学 校 名	学 部 ・ 学 科 名	在 学 期 間	修 業 年 度	修 業 年 度	修 業 年 度	修 業 年 度
東京	区 △△△△1-1-1	昭和	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

④ A票

氏名、本籍、生年月日、現住所は住民票に記載されているとおり記入してください。郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名まで正確に記入してください。

勤務先は、現在所属している部署名まで記入してください。所在地は郵便番号、番地まで正確に記入してください。

年齢は平成29年3月31日現在で計算してください。

学科試験で合格している種別を全て記入してください。

記入の必要はありません

記入の必要はありません

① 申込日

受検種別を○で囲んでください。(この例は2つの種別を受検する場合の例です。)

② 「1回目実地受検者」のときの受検番号を記入してください。

④ 2級技術検定実務経験証明書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長 殿

証明者 会社名 所在地 氏名

受検申請者	氏名	本籍	生年月日	昭和	平成	証明者との関係

No	勤務先名	勤務先所在地	現住所	在職期間中の受検種目に関する実務経験(工事種別)	在職期間中の受検種目に関する実務経験(従事した立場)	在職期間中の受検種目に関する実務経験(種別単位小計)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
合計						

平成29年3月末までの建設機械施工に関する実務経験年数(No1~No8の合計を記入してください。No1~No8の合計は実務経験年数に記入しないでください。)

平成29年4月1日~6月17日の実務経験年数を加算すると受検資格を満たす方は、下表のNo9は記入しないでください。

No	勤務先名	勤務先所在地	現住所	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容(工事種別)	在職期間中の受検種目に関する実務経験(従事した立場)	在職期間中の受検種目に関する実務経験(種別単位小計)
9						

誓約欄 この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

※裏面にも記入箇所があります。

17. よくある質問

2 級

Q 申込する際は、締切日必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日（4月3日（月））の消印有効です。（個人別の簡易書留で郵便局窓口より郵送してください。）

Q 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？

A 本籍地記載のものに限ります。コピーは不可です。

Q 住民票、卒業証明書、写真は、古いものでも良いですか？

A ・住民票は、取得後3ヶ月以内のものを用意してください。コピーは不可です。
・卒業証明書は、古いものでも結構です。ただしコピーは不可です。
・写真は、撮影後6ヶ月以内のパスポート用証明写真(4.5cm×3.5cm、カラー、フチなし)を用意してください。

Q 高校を卒業しました。実務経験が18年あるので卒業証明書は要らないですか？

A 必要です。ご提出いただかないと受検資格がなくなります。

Q 専門学校を卒業しています。「高度専門士」等の資格の有無を知りたいのですが？

A 卒業した専門学校にお問合せください。

Q 卒業後、婚姻などによって姓が変更となったが、卒業証明書には旧姓が記載されています。

A 卒業証明書とともに、戸籍抄本もご提出ください。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

A 訂正箇所にも二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 現在失業中です。「2級技術検定実務経験証明書」の証明書等はどのように行えばいいですか？
また、勤務先欄は、どのように記入すればいいですか？

A 原則、失業中の方の「2級技術検定実務経験証明書」は、実務経験証明書に記載された直近の勤務先による証明が必要です。勤務先欄は、「現在失業中」と記入してください。
その他不明の場合はお問い合わせください。

Q 人材派遣による実務経験は有効ですか？

A 労働者派遣法第4条において、「建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に直接従事した業務をいう。)」では労働者派遣事業を行ってはならないと規定されています。

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 平成29年8月上旬の予定です。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 受検票に同封した「実施通知」をもって試験会場をお知らせしています。試験会場の住所は、実施通知に記載しております。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 実地試験の事前練習の講習会は紹介してもらえますか？

A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会の紹介は行っておりません。

Q 申込後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受検の手引」最終頁(35頁)の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届」に必要事項を記入し、「当協会 試験部宛」に送付してください。
※13ページ「住所変更等について」を参照してください。

Q 実地試験は11月17日(予定)に合格発表の予定とありますが、合格発表日はいつ決まりますか？

A 合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 実地試験はいつまで受検できるのですか？

A 学科試験合格後、11年以内(平成28年度学科試験のみ合格者はH39年度まで)の連続する2年間は受検できます。

Q 合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した種別により運転できる建設機械が決められています。詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。
※33ページ「表2」を参照してください。

Q 特定自主検査の方法について知りたいのですが？

A 詳しくは、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全協会の支部等にお問合せください。

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記宛に、電話でお問合せください。
試験部 03-3433-1575 (9:30~12:00、13:00~17:30)
なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
(お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。)

18. 参考

(1) 建設業法による技術者制度等

建設業法においては、建設工事の適正な施工に必要な知識や経験を有する技術者を営業所や工事現場に配置することを規定しています。建設機械施工技士に関連する事項についての概略は、下表のとおりとなっています。

営業所、工事現場に配置する技術者

区分	学歴又は資格	必要とする実務経験年数		
		指定学科	指定学科以外	
イ	学校教育法による ・大学卒業 ・専門学校を卒業した者のうち「高度専門士」と称する者	卒業後3年以上 (指導監督の実務経験1年以上を含む)	卒業後4年6ヶ月以上 (指導監督の実務経験1年以上を含む)	
	学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校(5年制)卒業 ・専門学校を卒業した者のうち「専門士」と称する者	卒業後5年以上 (指導監督の実務経験1年以上を含む)	卒業後7年6ヶ月以上 (指導監督の実務経験1年以上を含む)	
	学校教育法による ・高等学校卒業 ・専門学校を卒業した者(「高度専門士」、「専門士」を除く)	卒業後10年以上 (指導監督の実務経験1年以上を含む)	卒業後11年6ヶ月以上 (指導監督の実務経験1年以上を含む)	
	その他の者	卒業後15年以上(指導監督の実務経験1年以上を含む)		
ロ	2級合格後5年以上の者	合格後5年以上(これに指導監督の実務経験1年以上を含む)		
	2級合格後5年未満の者	学校教育法による ・高等学校卒業 ・専門学校を卒業した者(「高度専門士」、「専門士」を除く)	卒業後、次のいずれかに該当 (指導監督の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して8年以上 ②同上の経験が1年6ヶ月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して9年以上	卒業後、次のいずれかに該当 (指導監督の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が3年以上で、他の種別の経験を通算して9年以上 ②同上の経験が2年3ヶ月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して10年6ヶ月以上
		その他の者	卒業後、次のいずれかに該当(指導監督の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して12年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して14年以上	
	その他の者	卒業後、次のいずれかに該当(指導監督の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して12年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して14年以上		

(次頁に続く)

注) 1. 建築一式工事の場合は6,000万円
2. 建築一式工事の場合は7,000万円

区分	学歴又は資格	必要とする実務経験年数		
		指定学科	指定学科以外	
ハ	専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者	2級合格後3年以上の者	合格後3年以上 (これに専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)	
		学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校(5年制)卒業者 ・専門学校を卒業した者のうち「専門士」と称する者	卒業後、次のいずれかに該当 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して6年以上 ②同上の経験が1年6ヶ月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して7年以上	卒業後、次のいずれかに該当 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して6年以上 ②同上の経験が1年6ヶ月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して7年以上
		学校教育法による ・高等学校卒業者 ・専門学校を卒業した者(「高度専門士」、「専門士」を除く)		卒業後、次のいずれかに該当 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が3年以上で、他の種別の経験を通算して7年以上 ②同上の経験が2年3ヶ月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して8年6ヶ月以上
		その他の者	卒業後、次のいずれかに該当(専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して10年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して12年以上	
		その他の者	卒業後8年以上 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)	卒業後9年6ヶ月以上 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)
	その他の者	卒業後13年以上(専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)		
ニ	専任の主任技術者の実務経験が2年以上ある者	2級合格者	合格後3年以上 (これに指導監督の実務経験1年以上及び専任の監理技術者の指導を受けた実務経験2年以上を含む)	
		その他の者	卒業後8年以上(指導監督の実務経験1年以上を含み、かつ5年以上の実務経験の後に専任の監理技術者の指導を受けた実務経験2年以上を含む)	

(注)・表中の「2級」は、2級建設機械施工技術検定を指す。

【指導監督の実務経験とは】

建設工事の施工にあたって、主任技術者、施工監督、現場主任などの立場で部下等を指示、指導または監督し、工事の施工管理を適確に実施した経験をいいます。

【専任の主任技術者の実務経験とは】

「公共性のある工作物に関する重要な工事」(次の①、②の両方に該当すること)に配置された主任技術者のことです。

- ① 工事1件の請負代金額(元請、下請にかかわらず)
 - *3,500万円以上(平成28年5月31日までは2,500万円以上)
 - *ただし、建築一式の場合は、7,000万円以上(平成28年5月31日までは5,000万円以上)
- ② 工事の種類(次のいずれかに該当するもの)
 - *国・地方公共団体が発注した工作物の工事
 - *鉄道・道路・ダム・河川・港湾・上下水道等の公共的工作物の工事
 - *電気事業用施設・ガス事業用施設の工事
 - *学校・図書館・工場・病院・百貨店・事務所ビル等の公衆または不特定多数の人が使用する施設の工事(個人住宅の建築工事以外、ほとんどが該当)
- ③ 建設業法により、定められた国家資格等を取得していない者が実務経験により主任技術者になれる条件は、i～iiiのいずれかに該当する場合です。
 - i. 大学・短大・高等専門学校の指定学科卒業者
 - *許可業種の建設工事に関し、卒業後3年以上の実務経験を有すること
 - ii. 高等学校の指定学科卒業者
 - *同じく、卒業後5年以上の実務経験を有すること
 - iii. 上記以外の場合
 - *同じく、10年以上の実務経験を有すること

(3) この試験に合格すると合格者の称号及び処遇等に記載されている資格以外に次のような資格が得られます。(詳細につきましては、関係機関へお問い合わせください。)

1) 労働安全衛生法で定める特定自主検査者(事業内検査者)としての資格が得られます(事業者を除く)。特定自主検査者の関係は、表1のとおりです。

なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(建荷協)の支部等にお問合せください。

2) 労働安全衛生法で定める各種運転技能講習の全部又は一部が免除されます。

各種運転技能講習との関係は、表2のとおりです。詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

3) 1級建設機械施工技術検定合格者は、技術士法施行規則第6条第17号の規定により技術士第一次試験の一部が免除されます。

表1 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める特定自主検査者との関係 ○印は有資格者 △印は検査者として必要な講習科目を一部免除(事業内検査の方法等については最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等へ照会してください。)

事業内検査の建設機械施工技士	資格種類	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用)	車両系建設機械(締め固め用)	車両系建設機械(基礎工用)	車両系建設機械(コンクリート打設用)	高所作業台車	不整地運搬車
1級建設機械施工技士		○	○	○	△	△	○
2級建設機械施工技士	第1種	○	△	△	△	△	○
	第2種	○	△	△	△	△	○
	第3種	○	△	△	△	△	○
	第4種	△	○	△	△	△	○
	第5種	△	△	△	△	△	○
	第6種	△	△	○	△	△	○

表2 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係 ○印は有資格者 △印は必要な講習科目を一部免除 ×印は免除なし

建設機械施工技士	技能講習の種類	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習	車両系建設機械(解体用)運転技能講習	不整地運搬車運転技能講習	高所作業台車運転技能講習	ショベルローダー等運転技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習	地山の掘削作業主任者技能講習
1級建設機械施工技士		○ ただし、2級の第1種又は第2種に相当する操作施工法を選択した者	○ ただし、2級の第6種に相当する操作施工法を選択した者	注)○(△) ただし、2級の第2種に相当する操作施工法を選択した者	○ ただし、2級の第1種に相当する操作施工法を選択した者	△	△	△ 2級の第2種又は第6種に相当する操作施工法を選択した者	△ 2級の第1種又は第2種に相当する操作施工法を選択した者
		△ 上記以外の者	△ 上記以外の者	△ 上記以外の者	△ 上記以外の者				
2級建設機械施工技士	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△
	第2種	○	△	注)○(△)	△	△	△	△	△
	第3種	○	△	△	△	△	△	×	△
	第4種	△	△	△	△	△	△	×	×
	第5種	△	△	△	△	△	△	×	×
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	×

注) 車両系建設機械(解体用)運転技能講習欄の○(△)については、平成25年7月の改正労働安全衛生規則の施行に伴う、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という。)が車両系建設機械に新たに追加されたため、鉄骨切断機等については△、既存のブレーカについては○となる。

よって、1級(2種相当)及び2級(2種)の有資格者であったとしても、上記鉄骨切断機等の運転業務に就く場合には、運転技能講習規定に基づく講習(科目一部免除)を受講する必要があります。

個人情報の保護について

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込の際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、試験業務を円滑に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部に対して一切公開、提供しません。
- 受検申込みの際にご提供いただいた受検申請書類の内容を外部に意図的に公開したり、提供することはありません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 受検者情報、及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止しています。
- ただし、個人情報については、次の目的のために利用いたします。
 - ・「合格証明書の交付を受けた方の情報(資格区分、証明書番号、氏名、生年月日、取得年月日)」は、公共工事の発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的として利用されます。

一般社団法人 日本建設機械施工協会

ご 注 意

申請書類の虚偽記載は、受検ができません。また、合格が取り消されます。不正受検(申請書・証明書の虚偽記載等)が明らかとなった場合には、受検の停止や合格の取消しが行われますので、次の点にご注意の上、受検申請を行ってください。

○受検申請書の「実務経験内容」及び「実務経験年数」等については、受検者自身が記入・確認の上、お送りください。

○実務経験証明書の証明者は、実務経験証明書の内容等を正確に確認の上、証明を行ってください。

※なお、申請内容については、改めて確認させていただくことがあります。

不正の方法により取得した「資格」によって「建設業の許可」又は「経営事項審査」を受け、若しくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受けることがあります。

平成 29 年 月 日

平成29年度 2級建設機械施工技術検定試験（実地試験のみ）

郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届

申込時の実地希望受験地

注) 上記で該当する変更項目を、○印で囲んでください。

受験申込時の氏名

受験番号

フリガナ	(氏)	(名)
漢字		

生年月日

昭和	年	月	日
平成			

※受験番号は受験票（平成29年8月上旬発送予定）に記載しています。わからない場合は記入しなくても構いません。

変更内容（変更を届け出る項目のみ記入してください。）

①郵便物送付先住所の変更

※受験申込時に記入した「郵便物送付先」を変更する場合に、新しい送付先住所を記入してください。

※「郵便物送付先」にしていない現住所の変更については、届出は不要です。

※郵便物送付先を勤務先にする場合は、会社名も記入してください。

フリガナ	(〒 -)
住所	TEL. - -

②氏名変更（※氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧氏名

新氏名

フリガナ	(氏)	(名)	→	フリガナ	(氏)	(名)
漢字				漢字		

③本籍変更（※本籍変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧本籍

新本籍

<input type="text"/>	→	<input type="text"/>
----------------------	---	----------------------

※同一都道府県内での変更はありません。

④希望受験地変更

※希望受験地変更の届出には、以下の書類の添付が必要です。

- ・受験票のコピー（受験票が到着していない場合は不要です）
- ・変更理由の証明になるもの（転勤辞令等の写し、転居先の住民票等）

※転勤・転居等に伴い、「郵便物送付先」も変更する場合は、上記①も記入してください。

旧希望受験地

新希望受験地

理由

<input type="text"/>	→	<input type="text"/>	〔

⑤その他

〔	

注 意

- ・本届をFAXで送信する場合のFAX番号：03-3433-0401 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部
- ・FAX送信した場合は、必ず下記に電話し、FAXが正常に送信されたかどうか確認してください。
TEL:03-3433-1575 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部

注) このページをコピーして使用してください。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.